

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

一 『隋書』經籍志中の錯綜・矛盾

『隋書』經籍志について、嘗て内藤湖南博士は『支那目錄學』に於いて、『隋書』の編纂には唐初の有名な學者が關係し、殊にその志類は學者たちが専門々々によつて關係したので、經籍志の各種類の總説に於ても、沿革をよく概括し、今日に於ても、漢以來六朝の學問の變遷を知るには之に頼らねばならぬやうになつてゐる。(中略)ともかく、漢志以後、現存する目錄としては、之に越えるものはない。」と解説されている。このことから明らかなやうに、斯界においては、『隋書』經籍志は『漢書』藝文志に次ぐ書目として重視され、確かな信憑性を有する書籍目錄と認定されてきた。

その結果、例えば『文選』の實質的編者特定問題に於いても、『隋書』經籍志の「文選三十卷、梁昭明太子撰」という記事が確たる根據となり、以後ずっと歴代殆ど何ら檢證されることもなく、『文選』は昭明太子が「主持」して編纂したものと確信され續けてきた。これが原因となり、『文選』編纂實態の追究を等閑にする事態が派生し、結果的には詞華集としての『文選』の實像究明を全く停滞させることになつてしまつた。

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

清水 凱夫

このように、從來の南北朝期の文獻研究に於いては、往々にして『隋書』經籍志の記事が確實な立論の根據として採用されていくことが多く、既に一種の權威ある規準と化している傾向が強い。

しかし、『隋書』經籍志の内容を具體的に検討してみると、例えば、「總序」において「孝文、都を洛邑に徙し、書を齊に借り、祕府の中、稍や以て充實す」と記載されている記事は、『南齊書』王融傳の「虜使遣して書を求む。朝議、與へざらんことを欲す。融、上疏して曰く、臣、側聞するに、僉議して虜に書を給するを疑ふと。臣の愚情の如きは、切に未だ喻らざる有り。(中略)臣、請ふ、籍を伊瀛に收めて、茲の書復び掌らんことを。猶ほ之を内府に取り、之を外籙に藏するがごとし。理に於いて愜ふ有り、事に即きて何ぞ損ぜん。若し狂言採るに足らば、決敕して施行せんことを請ふと。世祖答へて曰く、吾が意卿に異らなず、今、啓する所、比る相見て更に委悉せん」と。事、竟に行はれず(結局借書は實施されなかつた)とする記事と内容的に齟齬している。因みに貞觀年間に李世民政權の國史修訂に携わつていた李延壽の撰した『南史』には王融の上疏文をも含め、北魏の借書の記事は一切削除されている。

更に「總序」の部分には「遠くは馬史・班書を覽、近くは王・阮の志

録を觀て、其の風流の體制を挹り其の浮雜鄙俚を削り、其の疏遠なるものを離し、其の近密なるものを合し、文を約し義を緒し、凡そ五十五篇、各々本條の下に列し、以て經籍志に備ふ。」と明記してあるが、實際に『隋書』經籍志に記載されている書序は、「總序」から「佛經部序」まですべて加えても四十七篇しか存在せず、明らかに矛盾している。

これらの事實からも分かるように、同時期に編纂された諸文獻の記事や『隋書』經籍志各部の記載を照合検討してみると、相互に齟齬・矛盾するところが少なからず存在し、『隋書』經籍志の記事は一概には措信し難い。

また具體的な各類の書籍目録にしても、「右六十九部五百五十一卷。通計亡書合九十四部八百二十九卷」(經部易)などと記載されている合計部數・卷數は殆ど實際著録されている書籍の合計部數・卷數(經部易の實數は七十部五百四十七卷。通計亡書一百八十九部九百卷)と合致していない。その上、「史部雜傳」に著録されている「高僧傳六卷虞孝敬撰」「衆僧傳二十卷裴子野撰」がそのまま再び「子部雜家」に著録されていたり、「子部儒家」に「諸葛武侯集誠二卷」「衆賢誠十三卷」「女鑒一卷」「婦人訓誠集十一卷」「娣姒訓一卷」「曹大家女誡一卷」「貞順志一卷」と著録されている書籍が何ら理由も擧げられないまま、再び「集部總集」に「衆賢誠集十三卷殘缺」「諸葛武侯誠一卷女誡一卷」「女誡一卷曹大家撰」「女鑒一卷」「婦人訓誠集十一卷并錄梁十卷宋司空徐湛之撰」「娣姒訓一卷馮少胄撰」「貞順志一卷」という形で記載されていたりする奇妙な事實が目立つ。つまり『隋書』經籍志には同一書が重複して著録されていると判定され得る事象が相當多數存在しているのである。

更には、例えば「經部禮」に「梁有諡法三卷後漢安南太守劉熙注亡」の如く「亡書」として記載されている「諡法三卷」は、「經部論語」に於いては「諡法三卷劉熙撰」と著録され、明らかに「見在」(現存)する書として著録されている。因みに『舊唐書』經籍志及び『新唐書』藝文志では、この書籍はいずれも「諡法三卷荀勗撰、劉熙注」と著録され、現存書として記載されている。

また『隋書』經籍志記載の體例にならえば、當然「梁有某書某卷某撰、亡」とあるべきところに「亡」という文字がなかったり、逆に「亡」という文字が不要な箇所「某書某卷某撰、亡」と記載されている現象が非常に多數見受けられる。

このように『隋書』經籍志に於いては、「現存書」と「亡書」の記載すら相當混亂錯綜していることが多いので、當該の書が「現存書」か「亡書」かを明確に判定することさえかなり困難な場合が少なくない。それ故、現存のままの『隋書』經籍志に據る限り、一概に内藤博士のように「ともかく、隋志に梁にあつたと書いてあるものによつて、七錄の大部分は復活される。」(『支那目錄學』)とは言い難い。

『隋書』經籍志全體を少し丁寧に見てみるだけで、すぐに上述のような意外な錯綜・重複・矛盾・齟齬などといった杜撰な面が相當多數存在していることが明確に分かる。それ故、この書目は、このままの形では到底從來言うような信頼性の高い書目とは認定し難い。

しかし、いくら以上のような多くの瑕疵・缺點を有するとは言え、これ以外により信憑性のある書籍目録が遺存しているわけではないから、南北朝以前の中國研究に於いては、『隋書』經籍志はなお殊に第一級の有効性ある重要基礎資料であることには違いない。

そこで、今後の南北朝研究の進展に裨益できるように、『隋書』經

籍志編纂當時の時代状況を調査した上で具體的にその記載内容を、ほぼ同時期に編纂された『經典釋文』『羣書治要』『梁書』『陳書』『北齊書』『北周書』『隋書』『南史』『北史』や『北堂書鈔』『藝文類聚』『初學記』といった類書、或いは『顏氏家訓』『世說新語劉孝標注』『文選李善注』などの記事と一々比較検討することを通じて、正確な『隋書』籍志の編纂實態及び性質を究明し、より信憑性のある有効な書目に改訂復元してみたい。

二 『隋書』籍志の位相

——錯綜・矛盾の原因

具體的な改訂復元を試みる前に、可能な限り有効性ある改訂復元方法を模索すべく、先ずは、『隋書』籍志が内包する上述のような不可思議な錯綜・重複・矛盾・齟齬がどうして起こったのか、その原因を考察しておくことにする。

『隋書』籍志の内包する不可思議な瑕疵・缺點は、貞觀年間に太宗李世民的詔敕により、複数の學士の手を経て修改訂された、『五經正義』『五代史』『梁書』『陳書』『北齊書』『北周書』『隋書』『晉書』等にも共通して存在する現象である。何故、これらの書籍に共通してこのような不可思議な錯綜・矛盾等が存在しているのか。結論的に言えば、それは、勿論抄寫の際の誤記もあるが、大きくは貞觀年間に太宗李世民政權の企畫立案した多岐に亘る一連の國家統制事業があまりにも早急且つ強引に實行された結果、書籍の發掘蒐集及び修改訂の實務において相當無理と混亂が生じた爲に起こったことであると認められる。玄武門事件において兄皇太子等を抹殺した上、父高祖に迫つて強引に帝位を譲受した李世民は、自らの政權基盤を維持安定させる爲に、

單に軍事力の強化だけではなく、思想面においても自らの正當性を確立し、文武両面において正統な政權であることを立證誇示する必要に迫られていた。そこで、李世民政權は喫緊の重大な國家的事業として「經書」の定義や「正史」の修改訂事業を始め、作詩作文の參考書である「類書」の編纂事業にまで手を廣げ、陸續と企畫立案を實行に移し、多くの分野に於いて、やや強引に國是創建の爲の思想統制施策を實施していった。

貞觀年間に編纂された『隋書』籍志も紛れもなくこの國策事業の一環として修改訂されたものである。それは、「總序」の最初に「夫れ經籍なる者は、機神の妙旨、聖哲の能事にして、天地を經し、陰陽を緯し、紀綱を正し、道徳を弘むる所以なり。仁を顯せば以て物を利するに足り、用を藏せば以て獨り善くするに足る。之を學ぶ者は將に殖えんとし、學ばざる者は將に落ちんとす。大業之を崇べば、則ち欽明の徳を成し、匹夫克く念へば則ち王公の重を有つ。其の王者の風聲を樹て、顯號を流し、教化を美し、風俗を移す所以は、何ぞ斯道に由る莫からん。」と明確に記述し、最後にまた「夫れ仁義禮智は、國を治むる所以なり。方技數術は、身を治むる所以なり。諸子は經籍の鼓吹爲り、文章は乃ち政化の黼黻にして、皆、治の具爲るなり。故に之を此の志に列すと云ふ。」と高らかに宣言して、籍志が國家統治の重要な道具であると強調していることによつて分明である。

しかし、複数の分擔による、多岐に亘る強引な國是策定の修改訂事業というものは、本來、政權内の意見調整が難しく、決して容易に完遂できるものではない。それはどのような時代の、いかなる政權においても當初は必ず黨派による考え方の相違や權力闘争が發生し、統一的見解を確立して行くこと自體容易ではなく、調整に相當の時間を要す

るからである。

實際、例えば貞觀より少し前の、隋の開皇年間に修文殿の學士間で起こつた曆術論争の事例を見れば、對立的問題が発生すると、いかにその解決が容易でなく、時間を要するものであるかということが明確に分かる。

『顏氏家訓』省事篇には、修文殿に於いて曆法に關する意見の對立が発生し、専門學士十數人が數年に亘る論争を展開した擧げ句、決着がつかないまま、内史の通牒によつて議官の討論裁定に持ち込まれた事例が紹介されている。その時、議官の顏之推は裁定の不可能な理由を詳述し、審議返上の意見書を提出した。局内の貴賤の者全員が一致してこの意見に賛成した。ところが一禮官が面子を氣にして續行を強く主張し、朝夕、議官を召集して會議を開き、まる一年あれこれ審議を重ねた。しかし、結局は何ら付加も削除もできず、竟に裁定が下せないまま終わつてしまつたと記されている。

前に修文の令曹に在りしとき、山東の學士有り、關中の太史と歴を競ふ。凡そ十餘人、紛紜として歳を累ぬ。内史牒付して議官之を平す。吾執論して曰く、大抵諸儒の争ふ所、四分并して減分の兩家のみ。歴象の要、以て晷景にて之を測るべし。今其の分を驗して薄蝕に至れば則ち四分疏にして減分密なり。疏なる者は則ち稱す、政令に寛猛有り、運行に盈縮を致す、算の失に非ざる也。密なる者は則ち云ふ、日月に遲速有り、術を以て之を求め、預め其の度を知れば、災祥無き也。疏を用ふれば則ち姦を藏して信ぜられず、密を用ふれば則ち數に任せて經に違ふ。且つ議官の知る所、訟する者より精なる能はず、淺を以て深を裁く、安んぞ肩服する有らん。既に格令の司どる所に非ず、幸はくは當ること

勿きなり。曹の貴賤を擧げて、威な以て然りと爲す。一禮官有り、此の議を爲すを恥ぢ、苦だ攻駁を加ふ。機杼既に薄く、以て測量する無し。還た復た訟人を採訪し、長短を窺望す。朝夕に聚議し、寒暑に煩勞す。春を背にして冬に涉り、竟に予奪無し。怨誚滋いよ生じ、赧然として退き、終に内史の迫る所と爲る。此れ好名の辱なり。

この曆術論争は『隋書』の「律歴志」や「張胃玄傳」に更に詳細に記載されている。權力者の楊素・牛弘等も複雑に絡み、張賓・劉暉・劉宜一派と劉孝孫・劉焯・張胃玄一派とが互いの威信を賭けて、十數年もの長期間に亘り、自派説の正當性を主張して争い、消長する様相が詳述されている。

(高祖) 受禪の初に及び、賓を擢きて華州刺史と爲し、儀同劉暉・驃騎將軍董琳(中略) 門下參人王君瑞・荀隆伯等と議して新曆を造らしめ、仍ほ太常卿盧賁をして之を監さしむ。賓等、何承天の法に依り、微かに増損を加ふ。四年二月、撰成り奏上す。高祖詔を下して曰く、張賓等心を算數に存し、古今に通洽す。陳聞有る毎に、敬沃する所多し。(中略) 宜しく天下に頒ち、法に依りて施用せよ。(中略)

張賓等創る所の曆既に行はれ、劉孝孫、冀州秀才劉焯と、並びに其の失を稱し、學に師法無く、刻食中たらずと言ひ、駁する所、凡そ六條有り。(中略) 時に新曆初めて頒し、賓、高祖に寵せらる有り、劉暉之に附會し、升せられ太史令と爲る。二人協議し、共に孝孫を短り、其の天曆を非毀すると言ひ、率意迂怪なり。焯又妄りに相ひ扶證し、時人を感亂す。孝孫・焯等、竟に他事を以て斥罷さる。後、賓死し、孝孫、掖縣丞と爲り、官を委し

て京に入り、又上し、前後に劉暉の詰る所と爲り、事寝みて行はれず。仍ほ孝孫を留めて、太史に直し、累年不調、觀臺に寓宿す。乃ち其の書を抱きて、弟子輿櫬し、來りて闕下に詣り、伏して慟哭す。執法拘へて以て之を奏す。高祖焉を異とし、以て國子祭酒の何妥に問ふ。妥其の善なるを言ひ、即日擢きて大都督を授けられ、賓の曆と短長を比較せしむ。是に先んじて信都の人張胃玄、算術を以て太史に直たるも、久しく未だ名を知られず。是に至りて孝孫と共に賓の曆を短り、異論鋒起し、久しうして定まらず。十四年七月に至りて、上、日食の事を參問せしむ。(中略)是に於て高祖、孝孫・胃玄等を引き、親しく自ら勞徠す。孝孫因て請ふ、先に劉暉を斬り、乃ち曆を定む可しと。高祖憚らず、又た之を罷む。俄にして孝孫卒し、楊素・牛弘等之を傷惜し、又た胃玄を薦む。上召して之に見みゆ。胃玄因て日長影短の事を言ひ、高祖大いに悦び、賞賜甚だ厚く、與りて新術を參定せしむ。劉焯、胃玄の進用さるるを聞き、又た孝孫の曆法を増損し、名を七曜新術と更め、以て之を奏す。胃玄の法と頗る相乖爽す。袁充と胃玄と之を害し、焯又た罷む。十七年に至り、胃玄の曆成り、之を奏す。上、楊素等に付し其の短長を校せしむ。劉暉、國子助教王頰等と舊曆術を執り、迭いに相駁難し、司曆劉宜と、古史影等を援き據り、胃玄を駁して云ふ(中略)。迭いに相駁難し、高祖惑ひ、時に決せず。(『隋書』律曆志中)

張胃玄は、渤海衛の人也。博學多通にして、尤も術數に精し。冀州刺史趙叟之を薦む。高祖徴して雲に騎尉を授け、太史に直し、律曆の事を參議せしむ。時輩多く其の下に出づ。是れ由り太史令劉暉等甚だ之を忌む。然れど暉の言多く中らず、胃玄の推歩

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

する所甚だ精密、上、之を異とし、楊素と術數人として六十一事を立議せしむ。皆舊法の久しく通じ難き者、令暉と胃玄等とをして之を辯析せしむ。暉、口を杜して一として答ふる所無く、胃玄の通づる者五十四なり。是れ由り擢かれて員外散騎侍郎を拜し、太史令を兼ね、物千段を賜ふ暉及び黨與の八人皆之を斥逐す。新曆を改訂し、前曆の差一日あるを言ふ。内史通事顏敏楚上言して曰く、落下闕、顓頊曆を改めて太初曆を作り、云ふ、後、當に差一日あるべし。八百年當に聖者有りて之を定むと。計るに今相去ること七百一十年。術者其の成數を擧げ、聖者の謂ひは、其れ今に在るか。上、大いに悦び、漸やく親用さる。(『隋書』張胃玄傳)

唐の武徳年間に至ると、高祖李淵は傅仁均の「戊寅元曆」を採用して新曆とした。しかし、すぐに中書令封德彝がこの曆術の差謬を奏して異を唱え、王孝通が反駁文を作り、「甲辰元曆」を主唱し、またも曆術論争が再開された。この論争は吏部郎中祖孝孫の裁定により一旦は「仁均曆」に落ち着いたかに見えた。しかし、貞觀初に至ると、また陰弘道が王孝通の舊説を持ち出して反駁し、なかなか屈することがなかつた。そして遂には『隋書』『晉書』中の天文律曆五行各志を撰したという李淳風までもがこの論争に加わり、「仁均曆」の「十八事」に反駁を加え、且つ自説を提唱するという事態になつた。結局、この時は大理卿崔善爲が兩者の折衷説によつて裁可を下し、一應の收拾を見たものの、決して決着が着いたわけではなかつた。貞觀年間中、なお曆術論争は繼續して行われ、互いに他派説を激しく反駁している。

傅仁均は滑州白馬の人なり。曆算・推歩の術を善くす。武徳の

初め、太史令庾儉・太史丞傅奕表して之を薦む。高祖因て召して舊曆を改修せしむ。仁均因て上表して七事を陳す。(中略)數月を経て曆成り奏上す。號して戊寅元曆と曰ふ。高祖之を善しとす。武徳元年七月、詔して新曆を頒す。(中略)後、中書令封德彝・術の差謬を奏し、吏部郎中祖孝孫に敕して其の得失を考せしむ。又た太史王孝通、甲辰曆法を執りて以て之を駁して曰く(中略)。仁均對へて曰く(中略)。孝孫、仁均の言を以て然りと爲す。貞觀の初め、益州の人陰弘道有り。又た孝通の舊説を執りて以て之を駁し、終に屈する能はず。李淳風復た仁均の曆の十有八事に駁す。大理卿崔善爲に敕して二家の得失を考せしむ。餘の十一條は竝びに舊定に依る。(『舊唐書』傅仁均傳)

唐初においては上述のような曆術論争のみならず、禮儀・律令等の諸問題に對しても黨派的論争が盛んに展開されている。それ故、これらの論争の趨勢や歸結に強く影響される國史修訂事業は、變遷する規準に應じていつも記述内容を變更する必要に迫られ、修訂實務は圓滑に進捗することは少なく、容易に完成に至らなかつたのである。

武徳五年に令狐德棻の建言を承け、高祖李淵が下詔して、具體的な分擔責任者まで決め、實行にとりかかつた正史修訂事業も、やはり非常に難航し、數年を経過した後、結局は完成できないままに取りやめになつてゐる。令狐德棻の建言通り「如し更に十數年後ならば、恐らくは事跡湮没せん」という懸念が存在したのであるから、この修訂事業は當然急ぐ必要があつた。それにも拘わらず、數年間もかけてなごできなかったのは擔當者間に意見の相違が發生し容易に一致しなかつたからに他ならない。太宗李世民により、再度修訂の詔敕が下された際には、「衆議」によつて中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞禮の

擔當した「魏史」が「既に魏收・魏澹二家有り」という理由で外されている。この事實から見て、高祖下詔の際には、なお少なくとも正史修訂の範圍に關して意見の相違が存在し、統一見解が固まつていなかったものと見受けられる。更には、實際、この正史修訂事業には上述の曆術論争に直接拘わつていた大理卿崔善爲・吏部郎中祖孝孫・中書令封德彝等が詔を受けて參與していた關係上、撰者間に曆術に攜わつた各學士の列傳の採否や記述の仕方に異論が多く發生し、それを統一することは極めて困難となつていた。その上、正史修訂の詔を受けた有力側近たちは「七廟」「服喪」などの儀禮の問題に於いても對立關係にあつたので、正史の修訂はますます困難なものとなり、結局は修訂そのものを斷念せざるを得ない状態に陥つたのである。そのことに鑑みて太宗は再度修訂の折りには、下記通り、各正史の修訂者を大幅に入れ替へてゐる。

(高祖)詔を下して曰く、司典の序言、史官の記事は、得失を考論し、變通を究盡し、義類を裁成し、惡を懲し善を勸め、多く前古を識り、鑑を將來に貽す所以なり。(中略)中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞禮、魏史を修す可し。侍中陳叔達・祕書丞令狐德棻・太史令庾儉、周史を修す可し。兼中書令封德彝・中書舍人顏師古、隋史を修す可し。大理卿崔善爲、中書舍人孔紹安、太子洗馬蕭德言、梁史を修す可し。太子詹事裴矩・兼吏部郎中祖孝孫、前祕書丞魏徵、齊史を修す可し。祕書監竇璡・給事中歐陽詢、秦王文學姚思廉、陳史を修す可し。務は詳覈に在れば、博く舊聞を採り、義は不刊に在れば、書法に隱無し。瑀等詔を受け、數年を歴て、竟に就る能はずして罷む。

貞觀三年太宗復た修撰を敕す。乃ち令狐德棻は祕書郎岑文本と

周史を修し、中書舍人李百藥は齊史を修し、著作郎姚思廉は梁・陳史を修し、祕書監魏徵は隋史を修し、尚書左僕射房玄齡と諸代史を總監せよ。衆議、魏史既に魏收・魏澹の二家有るを以て、已に詳備爲りとし、遂に復た修せず。〔舊唐書〕太宗紀

李世民政權は高祖政權とは異なり、確かに杜如晦・房玄齡等、十八學士と呼ばれる秦王府以來の有能で忠實な側近を擁していたが、貞觀年間に入つても決してなお同時に書籍の蒐集や經書の定義・正史の編纂・修訂等といった複数の、多岐に亘る國策事業を一致結束して完遂できるほど十分な人材を抱えていたわけではなかった。それ故、魏徵・房玄齡・令狐德棻・長孫無忌・許敬宗等といった、相互に意見・性質・思想・立場を異にする、限られた有力側近たちが次々と受詔し、政權としての整合性ある統一的見解も持たないまま、各事業の總裁として、自派の多數の學士を奏引して、複数の事業を並行して擔當して行かざるを得なかつたのである。その結果、國家經營に繋がる各種儀禮を内包する經典や史書の修訂問題に於いて政權内部で往々にして意見の對立が起こつている。

例えば、孔穎達一派と魏徵一派は「服喪禮」や「七廟」等の創設に關して對立し、相當の期間、相互に他派説に激しく反駁を加え、自派説の正當性を強く主張して争つてゐる。この深刻な對立論争に關しては島一氏の「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(上)(下)」に詳し³。また貞觀以來朝廷の修訂する國史の殆どすべてに關與している許敬宗は、高祖から隋史編纂の下詔を受けた中書令封德彝を恨み、彼の傳に罪惡を書き加えたり、敬播所修の高祖・太宗實錄に對しては自己の愛憎によつて刪改を加えたりしている事實から見て、史書の修訂に於いても李世民政權内部に少なからず對立關係が存在していたことは確

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

實である⁴。

これらの對立は當然彼らの關係した『五經正義』『五代史志』等の編纂・修訂事業に強い影響を與え、各派の消長に従つて、それぞれの當該部分を何度も改訂する必要に迫られていた。その結果『五經正義』にせよ、『五代史志』にせよ、修訂完成までに相當の紆餘曲折があり、非常に長い時間を要したのである。

こうした貞觀年間の情況下に、個々の事業が次々と立案され、早々のうちに強行實施されていったのであるから、當然の結果として各事業はすぐに混亂と停滯をきたし、圓滑に遂行されることは極めて稀であつた。實際、高祖の武德五年に一度實施されて成書出来なかつた正史の修訂事業は、太宗の貞觀三年に再び建議され、修訂作業が開始實行されたものの、十五年間もの長年月を費やし、なお當初計畫に盛り込まれてゐた「志」の修訂を未完成として残したまま、貞觀十八年になつてやつと「紀傳」のみが進んでゐるのである。この間、名目的には撰者の交代はなかつたとしても、擔當者間の實質的役割の比重に變化が起こつてゐることは確實である。當初、魏徵とともに「諸代史」の總監を擔當してゐた房玄齡は、貞觀十年以降、『晉書』の修訂に重點を移し、「諸代史」編纂の中心的總監は魏徵、實質的總知は令狐德棻に變遷してゐる。また、この「諸代史」編纂の中心的總監で、『隋書』紀傳の撰者に題されてゐる魏徵にしても、決して『隋書』修訂の事業のみに専念してゐたわけではない。太宗に「貞觀の後、心を我に盡し、忠讜を獻納し、國を安んじ民を利し、犯顏正諫して、朕の違を匡す者は、唯だ魏徵のみ。」と言わしめるほど朝政に忠勤精勵する一方、貞觀二年に祕書監に遷つて以來、數年に亘る四部書校訂の統括、貞觀三年の下詔より十五年かかつた「五代史」撰定の「總知」、

並びに「隋史」の「序論」及び「梁・陳・齊書」の各「總論」の著作に從事していた。そののみならず、この間、並行して數年間『戴聖禮記』の編次の校勘整理を行つていた上、なお先儒の訓注の善きものを採録し、『類禮』二十卷をまとめ上げる仕事に從事している。このような複数の事業に同時並行的に從事している以上、「總知」の役目があると言ふものの、どうしても現實には各専門の學士による分業に委任してしまふことが多く、統一的規準でもつて全體を統括調整し、有機的整合性を持つた書物に仕上げることが殆ど困難であつた。その結果、唐初に國策事業として編纂修訂された書籍は往々にして前後で矛盾・齟齬する不可思議な缺點を内包するものとなつてゐる。

例えば『五代史』『五代史志』と多くの撰者が重なる唐修『晉書』一百三十卷の修撰の場合は、時間的には意外と短く、貞觀二十年に開始され、僅か三年足らずの貞觀二十二年に完成している。しかし、これは二十一人という極めて多數の分擔による相當無理強引な修訂作業によつて完成してゐるのである。房玄齡・褚遂良・許敬宗の三人が監修を擔當し、令狐德棻・敬播・李淳風・李延壽など十八人がそれぞれ分擔して帝紀・列傳・各志・載記の修改訂に從事したという。政權内部の基礎を異にする三人の統括監修者、専門分野を異にする十八人の修改訂者という陣容によつて重修改訂された『晉書』は、撰者の題記からして、「御撰」「房喬撰」「許敬宗等撰」等と種々に記される諸本が遺存しており、誰が實際の中核的撰者であつたかも遽に判定し難い。しかも、前後での不可思議な矛盾・齟齬や敘事の錯誤・疎漏等も極めて多く、後世、正史中で最も杜撰な書と評されてゐるのみならず、五十年後、同じ唐王朝の史官である劉知幾によつて書かれた『史通』に於いてさえ、既に大變不評である。

實際『晉書』馮統傳に「統兄恢、自有傳」、殷頌傳に「弟仲文、叔獻、別有傳」とそれぞれ明記しているにもかかわらず、馮恢傳や殷叔獻傳がない。また李重傳に「重議之、見百官志」と明記しておきながら、『晉書』には「百官志」がなく、「職官志」にも李重の奏議は載録されていない。更に司馬彪傳に「語在郊祀志」とあるにもかかわらず、「郊祀志」がなく、その「語」は「禮志」にも全く載録されていない。

このような單純な齟齬・矛盾がかなり多く存在しているのは、複数の者が有機的連攜を缺いたまま各自の擔當箇所の實務のみに當つていたことに起因していると思われる。ある撰者が自己の擔當する列傳部分において藍本の『臧榮緒晉書』の記載通り「語在某志」の如く記録しながら別の撰者はそのことを全く等閑にして、自己の擔當する「志」部分において『臧榮緒晉書』以外の文獻の記載を採用し、そのまま記録した結果發生したものと想定される。それでも、もし全體を統括監修する者が有機的連攜を考慮して點検しておりさえすれば、このような齟齬・矛盾は防止できるのであるが、房玄齡・褚遂良・許敬宗などは、自己の功績を擧げることのみに腐心し、擔當する部分に限つて監修するだけで、相互の矛盾などに關心は薄く、實際には全體の監修を實行しなかつた。その結果、こうした單純な齟齬が生じたに違いない。

なお唐修『晉書』には拙論「晉書の性質について」で詳述した通り、例えば事實を捏造までして王羲之を「盡善盡美」の「書聖」に作り變えているような、李世民政權の政策による意識的な改變も相當數存在している。『隋書』經籍志にもやはり同種の意識的改變が内在しているのので、その改訂復元の際には、この點を十分留意する必要がある。

る。

「五代史」修訂事業の一環として當初から豫定されながら、容易に實行出来なかつた『五代史志』の修訂に至つては、『晉書』改訂の下詔より五年前の貞觀十五年に「續成」の詔敕が下されながら、難航を極め、『晉書』の完成上進より大幅に遅れ、終には太宗李世民の生前には間に合わないという事態を招來している。これは『五代史志』には李世民政權の側近間においてなおも對立論争が繼續存続していた曆術・禮儀問題と直接關聯する「禮儀志」「律曆志」及び「經籍志」が含まれている關係上、その編纂修訂は現實的政治問題と直結しており、『晉書』の修改訂よりよほど調整が面倒で手間取り、結局『五代史志』十志三十卷は、十五年間の紆餘曲折を経た後、『晉書』上進より八年後の、高宗の顯慶元年になつて漸く途中から總裁として修訂に加わつた長孫無忌の手によつて上進されているのである。

『隋書』經籍志の修訂は下詔から上進まで十五年間という長い時間を要し、實際、實務擔當者も何回か交代し、「其の先よりの撰史人は、唯だ令狐德棻のみ重ねて其の事に預る」（『史通』外編古今正史）と言ふ状態であつたし、統括監修者も「又た經籍志四卷、獨り云ふ侍中・鄭國公魏徵撰と。无忌傳又た云ふ永徽三年、始めて詔を受けて監修すと。疑ふらくは當時先に已に刊修し、无忌は成書に因りて進まつりしか。」（『宋天聖二年隋書刊本原跋』註）という通り明らかに魏徵から長孫無忌に代わつてゐる。

『隋書』經籍志は「總序」において「其の舊録の取る所も、文義淺俗にして、教理に益無き者は、並びに之を刪去す。其の舊録の遺す所も、辭義采る可く、弘く益する所有る者は、威之を附入す」と明記されている通り、現存書すべてを著録したのではなく、一定の規準で

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

もつて書籍の取捨選擇を行つた後、これを著録したものである。それ故、この十五年という長期間に及ぶ編纂修訂作業中に中核的撰者が交代するとともに、編纂規準に變動が起こり、種々の問題が派生し、既に完成してゐた部分の改訂が必要となつてくる。しかしながら、當時にあつては、複數の分擔により、長期間かけて完成したものを一から全面的に整合性を持つように改訂して行くだけの力量も時間的餘裕もなかつた。その結果、中核的撰者交代後の改訂は個別、部分的に限定して實施するよりほか方法がなかつた。かくて十五年間もかけ、各専門の學士が編纂修訂に従事して完成したにしては誠に杜撰なものとなり、「總序」に明記されている「書序」の數と實際のそれとが大きく食い違つてゐるとか、同一書が多數重複著録されてゐるとかといった意外と單純な齟齬・矛盾を多く内包するようになってしまつたのである。それ故、いくら「専門々々」の學者が編纂を擔當したとしても、一概にこれを信頼して立論の根據とすることは甚だ危險なのである。

『隋書』經籍志を有効な立論の根據とする爲には、是非ともこうした多數の瑕疵・缺點を生み出した原因を考慮した上、出来るだけ多くの『隋書』經籍志刊行當時の文獻資料と照合比較し、分析検討を加へることによつて修正して行く必要がある。

三 『隋書』經籍志の改訂復元

——「通俗文一卷服虔撰」

唐初の時期は、隋大業末の混亂で煬帝の祕府所藏圖書の大半は散逸し、僅かに傳存してゐた隋の舊書八千餘卷も、武德五年に高祖が獲得した後、京師へ運搬する途中、水没亡失してしまひ、「存する所の者、十に一、二もなし。其の目錄も亦た漸濡する所と爲り、時に殘缺有

り」(『隋書』經籍志總序)という状態にあつた。これは、上述の國策事業の遂行にとつては最悪の状況であり、そのままでは圖書目錄はおろか、まともに圖書の修改訂などできる状態ではなかつた。そのため、高祖李淵政權は勿論のこと、太宗李世民政權も貞觀年間の初めの數年間は先ず祕府を整備充實すべく、多額の資金を投入して銳意民間に傳存する圖書・繪畫・書跡の發掘購入に努めている。

(武德四年)時に海内漸く平ぐ。太宗乃ち經籍に銳意し、文學館を開いて以て四方の士を待つ。(『舊唐書』太宗紀上)

時に喪亂の餘を承け、經籍亡逸す。德業遺書を購募し、重ねて錢帛を加へ、楷書を増置し、繕寫せしめんことを奏請す。數年間にして、羣書略ぼ備はる。(同令狐德棻傳)

貞觀二年、祕書監に遷り、朝政に參與す。徵、爭亂の後、典章紛雜するを以て、學者を奏引し、四部書を校定せしむ。數年間にして、祕府の圖籍、粲然として畢く備はる。(同魏徵傳)

太宗嘗て御府の金帛を出して王羲之の書迹を購求す。天下爭ひて古書を齎し闕に詣りて以て獻す。當時、能く其の眞偽を辯ずる莫し。遂良備に出づる所を論じ、一として舛誤無し。(同褚遂良傳)

その結果、『隋書』經籍志修訂の頃には、「總序」に明記されているように、祕府はすべてひつくるめて「一萬四千四百六十六部・八萬九千六百六十六卷」の所藏書を有するまでに充實していたという。しかし、隋の牛弘の獻書の事例より見ても分かるように、發掘蒐集された圖書は必ずしも出所の確かなものばかりでなく、いつも偽書が多く含まれているものであるから、これらの圖書を一々審議して眞偽を定め、校訂・分類して書目を修訂することは至難のことである。統括監修に當つた有力側近達は互いに立場や意見を異にしている上に、

朝政に預かり、極めて多忙な日々を送つていたのであるから、實際に専門の領域でもない圖書全體に亘つて統括監修することなど初めから殆ど無理な情況にあつた。また、奏引を受けて實際に修改訂に従事する各専門の學士達にしても、多くの解決至難の問題を抱え、現實的には殆ど慎重な審議校訂など實施できるような状態になかつた。梁末にはなかつた著名な「蘭亭序帖」が突然出現した際には褚遂良が本物と鑑定して、「右軍書目」に著録したのであるが、本物と判定する根據は全く記されておらず、偽物の嫌疑が濃厚である。しかし、李世民の書聖王羲之を模範とすべしとする方針の下に早速唐修『晉書』に全文が採録されている。貞觀年間にはこのように出所不明の不確かな書籍や書帖が多數朝廷に入つていたので、よほど慎重な鑑定を要したのであるが、『隋書』經籍志を見る限り、慎重さに缺けた無造作な著録のみならず、偏向した規準による取捨すら諸處に見受けられる。

『隋書』經籍志「經部小學」には「通俗文一卷、服虔撰」という著録がある。一見して何の問題もなく、祕府の藏書を見て、すぐに「經部小學」に分類して著録されたように見える。しかし、實はここには決着困難な問題が内在しているのである。

『顏氏家訓』書證篇によると、この『通俗文』は世間の流布本では確かに「河南の服虔、字は子慎造る」と題されているという。しかし漢代の學者である服虔の撰したこの『通俗文』の敍中には魏朝の蘇林・張揖が引用されている上に、鄭玄以前には全く理解されていなかった反音(反切の音)の記載がある。しかも、その反音は「近代の俗音」に符合している。そのみならず、『七錄』の撰者梁の阮孝緒は「通俗文は李虔が造つたもの」と記しているという。しかし、河北の家ごとに藏されていたという通行本『通俗文』には李虔の作と題する

ものなど一つもない。『晉中經簿』及び『七志』にはいずれも『通俗文』という書目の記載すらない。結局『通俗文』はいったい誰の制作したものが明確にすることはできないと明記している。

通俗文、世間題して云ふ、河南の服虔、字は子慎造ると。虔は既に是れ漢人なるに其の紋に乃ち蘇林張揖を引く。蘇張は皆是れ魏人。且つ鄭玄以前は全く反語を解せざるに、通俗の反音は甚だ近俗に會ふ。阮孝緒又た云ふ、李虔の造る所と。河北の此の書家ごと一本を藏するも、遂に李虔に作る者無し。晉の中經簿及び七志並びに其の目無く、竟に誰の制なるか知るを得ず。然れど其の文義允に愜ひ、實に是れ高才。殷仲堪の常用字訓も亦た服虔の説を引く。今復た此の書無く、未だ即ち是れ通俗文に當に異なるべしと爲すか知られず。近代或ひは更に服虔有るか、明かにする能はず。

『晉中經簿』及び南齊王儉の『七志』に『通俗文』の記載がなく、梁朝の阮孝緒が『通俗文』は「李虔の造る所」と記している以上、少なくとも南齊朝には「河北」に通行したという服虔撰の『通俗文』は傳存しておらず、梁朝には李虔の作った『通俗文』が確かに存在していたことになる。このような場合『隋書』經籍志はたとえそれが亡書であつたとしても、通例、阮孝緒『七錄』に據つて「梁又有通俗文一卷李虔撰、亡」と記録することになつてゐる。それにも拘わらず、この場合はこれを全く無視して實に無造作に「通俗文一卷服虔撰」とのみ著録している。

貞觀年間には、現存した『通俗文』はすべて「河北」の通行本で、いずれも「河南服虔字子慎造」と題署され、『顏氏家訓』に言う「李虔撰」と題されたものは本當に一本もなかつたのであろうか。

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

『隋書』經籍志と編纂時期の近い類書の『北堂書鈔』や『藝文類聚』を調査してみると、ともに『通俗文』からの引用がある。しかし、いずれも「服虔」や「李虔」の名は冠していないので、撰者名は不明である。

北堂書鈔 練 通俗文云、煮米爲糲。

藝文類聚 匕首 通俗文曰、匕首、劍屬。其頭類匕。故曰匕首。

同 稍 通俗文曰、矛丈八者謂之稍。

『北堂書鈔』は虞世南が隋の祕書郎在任中に撰したものである。それ故、當然『顏氏家訓』に「河北」に「家藏」されていたと言う『通俗文』から引用しているはずである。「河北本」には李虔撰と題するものは一本もなく、みな服虔撰と題されているというのであるから、當然「服虔通俗文云」として引用するのが普通である。しかし、實際には單に「通俗文云」として引用している。『北堂書鈔』の撰者は恐らく撰者名を題記していない『通俗文』が存在しているのを見て、そこから引用したのであろう。それというのは高祖李淵の武徳年間に編纂された『藝文類聚』にも同じように單に「通俗文曰」として引用されており、その一つ「匕首」の引用文は『文選』李善注に「通俗文曰」として引用されているものと一致しているからである。『文選』李善注は一般に引用書の題名を嚴密に區別して記している。だから、そこに撰者名を冠していない『通俗文』と服虔の名を冠した『通俗文』の二種類が引用されているということは唐初には、『服虔通俗文』とは別に撰者不明の『通俗文』の兩種が傳存していた可能性が強い。實際『隋書』經籍志上進の二年後、顯慶三年に完成している『文選』李善注を見ると、次のように「服虔通俗文曰」とする六箇條の引用と「通俗文曰」とする十五箇條の引用とが區別して記されている。

(東京賦注) 通俗文曰、露髻曰鬢、以麻雜爲髻如今撮也。鬢、

土爪切。

(上林賦注) 通俗文曰、水鳥食謂之噉、與啖同、所甲切。啖、

文甲切。咀、才汝切。嚼、才削切。

(長楊賦注) 通俗文曰、骨中脂曰髓、古字髓。

(登樓賦注) 通俗文曰、髮亂曰鬢。慘與鬢古字通。

(江賦注) 通俗文曰、髮亂曰鬢。

(秋興賦注) 服虔通俗文曰、髮垂而影。方料切。

(赭白馬賦注) 服虔通俗文曰、天子出虎賁伺非常、謂之遮遫。

(長笛賦注) 服虔通俗文曰、營居曰鄔。

(琴賦注) 服虔通俗篇曰、樂不勝謂之嘔嘔。嘔烏沒切。嘔、

巨略切。

(洛神賦注) 服虔通俗文曰、耳珠曰瑱。

(傅咸詩注) 服虔通俗文曰、耳珠曰瑱。

(沈約詩注) 通俗文曰、幘道曰簪。

(謝靈運詩注) 通俗文曰、板閣棧。

(王粲詩注) 通俗文曰、日陰曰暎。

(於獄上書自明注) 通俗文曰、匕首、其頭類匕、故曰匕首。短而

使用。

(與鍾大理書注) 通俗文曰、脂在腰曰肪。音方。

(過秦論注) 通俗文曰、罰罪曰譴。丈厄切。

(王命論注) 通俗文曰、不長曰么。細小白麼。莫可切。

(六代論注) 通俗文、權謂幟也。

(養生論注) 通俗文曰、所以髮理。謂之刷也。

(辨命論注) 通俗文曰、嗚、口不正也。去皮切。

これは貞觀年間には二種類の『通俗文』が傳存していたことを明證していると言えよう。更に具體的に各引用文の内容を見ると、「通俗

文曰」にも「服虔通俗文曰」にもいずれも「顏氏家訓」に記載されている通り、「鬢、土爪切」「嘔烏沒切」の如く「反音」が明記されている。この反音は後漢にはなお發明認識されていなかったものである。

それ故、貞觀年間に傳存していた『通俗文』の撰者を單純に後漢の服虔と判定して登錄するのは誤認と言わざるを得ない。しかし、李善注もこの點に留意せず、そのまま引用しているところを見ると、唐初には反音が六朝の發明とする認識は一般的でなかつたかもしれない。ただ、『隋書』經籍志の撰者は、殊に顏之推の『訓俗文字略』を「通俗

文一卷服虔撰」の直後に登錄しているくらいであるから、同じ撰者の『家訓』中の『通俗文』に關する記事を當然に見ていたはずである。ところが、後漢の服虔撰の『通俗文』中に魏朝の蘇林・張揖が引用されている矛盾點や南朝梁には『李虔通俗文』が傳存していたことなどを記した一連の記事には全く注意していないのみならず、顏之推の『家訓』自體をも一切無視し、登錄さえしていない。貞觀年間には果たして『顏氏家訓』は現存していなかつたのであろうか。

しかし、『顏氏家訓』は李世民的詔を受けて貞觀年間に修訂された『五代史』の一つである『北齊書』中の顏之推傳に「有文三十卷・家訓二十卷、竝行於世」と明記されている上、『舊唐書』經籍志に於いても、卷數こそ半減しているものの、「家訓七卷顏之推撰」と明確に登錄されている。尚かつ李世民政權に仕官して秘書少監を拜し、専ら刊

正を典どつていた顏師古は顏之推の直系の孫に當たる人物であつたら、自らの手で自家傳來の『家訓』を朝廷に齎らし、それが貞觀年間に現存していたことは確實である。

同じ顔之推撰の『訓俗文字略』『冤魂志』『七悟』が登録されているにも拘わらず、確實に現存していた『顔氏家訓』が登録すらされていないのは、『隋書』經籍志の撰者たちが意識的に『顔氏家訓』を排除して登録しなかったとしか考えようがない。實際『隋書』經籍志は「總序」にたとえ現存書であつても「文義淺俗にして、教理に益無き者は並びに之を刪去す」と明確に宣告している通り、撰者が「教理に無益」と見なしたものは意識的に排除するという方針で編纂修訂されているのである。

そこで、顔之推の『家訓』の内容を見てみると、序に自ら「徒だ古書の誠の、目を經、耳を過ぐるに非ざるのみ」(序致篇)と述べる如く、單なる通り一遍の「古書の誠」ではない獨自の教訓が子孫の爲に記されているのである。これらの中には確かに李世民政權にとつて無益と見なされ得る嫌惡すべき厄介な内容が多く含まれている。

父子兄弟間の不和が絶えず、互いに謀殺を企むほど憎惡し合い、實際、自身は兄弟を殺し、父に迫つて強引に讓位を受け、息子の皇子たちも互いに争つて殆どが若くして不幸な死を遂げている李世民一家は、世間から常に「太宗の賢を以て、愛を昆弟に失ひ、教えを諸子に失ふは何ぞや」『舊唐書』と疑問を提出され、指彈を受けている。こうした弱點を持っていた李世民政權は、主に子孫の教導を記した『家訓』には殊に注意し、過敏に反應せざるを得なかつた。

現存の『顔氏家訓』は序致・教子・兄弟・後娶・治家・風操・慕賢・勉學・文章・名實・涉務・省事・止足・誠兵・養生・歸心・書證・音辭・雜藝・終制の二十篇からなつており、「序致」にいう「此の二十篇を留め、以て汝曹の後車と爲さんのみ」とびつたり合致し、一篇を一巻とすると『北齊書』に言う「二十卷」とも符合している。それ故、これが元來の

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

『家訓』と大きく變動しているのではないと考えられる。この『顔氏家訓』にはまず最初に七條から成る子弟の教育論が記載され、しかも、それらの多くは李世民政權が「正義」の定立を目論む「五經」を引用し、獨自の子弟教育論を展開している。『隋書』經籍志の撰者としては當然これが李世民政權にとつて「益」有るものか否かを検討して登録の是非を決定する必要があつた。

『顔氏家訓』に頻出する子を偏愛して災厄を招來することを戒めた内容は、自身の兄弟及び皇子間に激越な鬭争が展開され、家庭教育に失敗した體験を持つ李世民にとつては世間の批判を呼び起こす危惧があるもので、單に不愉快なだけではなく、政權維持の爲には無益であると同時に甚だ危険な面を有していた。就中、殊に齊の琅邪王儼が傲慢奢侈の擧げ句、嫌惡する宰相を詔を矯めて斬殺し、その反撃を懼れて、麾下の兵士を「殿門」警備に當たらせた事件の記載に至つては、李世民自身が最も觸れられたくない玄武門事件や皇太子承乾の謀反事件を直接連想させる話柄であるだけに、『隋書』經籍志の撰者は、このような内容を持つ『家訓』を無益で危険なものとして排除する必要があつた。その結果、貞觀年間に確かに現存していた顔之推撰の『家訓』は登録を抹消されたのである。

齊の武帝の子琅邪王は太子の母弟なり。生れながらにして聰慧、帝と后と並びに篤く之を愛す。衣服飲食、東宮と相準ず。帝、面する毎に之を稱して曰く、此の黠兒や、當に成す所有るべしと。太子の即位するに及び、王、別宮に居るも、禮數優僭し、諸王と等しからず。太后猶ほ不足を謂ひ、常に以て言を爲す。年十許歳にして、驕恣節無く、器服玩好、必ず乘輿に擬す。嘗て南殿に朝し、典御の新氷を進まつり、鈎盾の早李を獻するを見て、還

りて索むれども得ず。遂に大いに怒り、詢して曰く、至尊已に有り、我は何なる意にて無きかと。分齊を知らざることを、率ね皆此くの如し。識者多く叔段州吁の讒有り。後、宰相を嫌ひ、遂に詔を矯めて之を斬る。又た救有るを懼れ、乃ち墜下の軍士を勅し、殿門を防守す。既に反する心無く、勞を受けて罷る。後、竟に此に坐して幽薨す。

その他、『顔氏家訓』には李世民が非常に敬愛し、『晉書』を重修するに際しては、わざわざ自身で賛論を書き、それぞれ文と書の模範と規定している陸機、王羲之を批判する内容の文もあり、全體的に李世民の創建しようとする國是と齟齬する點を多く内包している。

『隋書』經籍志の撰者は、このような傾向を有する『顔氏家訓』中の各記事に對しても、當然、意識的に批判的見方を示し、極端な場合は全く無視する必要があつた。その結果、「通俗文」の著錄に際しては、『顔氏家訓』に記載されている事實や疑問に對して悉く意識的に無視もしくは否定する方針を以て臨み、單純に「通俗文」卷服虔撰」と著錄したのである。

尙、『隋書』經籍志より後に編纂されたものであるが、『舊唐書』經籍志には「續通俗文二卷李虔撰」が登錄され、『初學記』には「李虔通俗篇曰」「通俗文曰」「服虔通俗文曰」の如く、三種類の『通俗文』からの引用文が收録されているので、唐朝に李虔の『通俗文』と呼ばれた書籍がなお遺存していたことは確實である。それ故、『隋書』經籍志の撰者がこれら『通俗文』に拘わるすべての疑問點を無視して「通俗文」卷服虔撰」のみを著錄して濟ませているのは、やはり上述のように李世民政權の都合による取捨選擇が行われた結果と斷定して間違ひなからう。

以上の諸事實より見て、『隋書』經籍志の『通俗文』に關する記載は少なくとも次のように改訂する必要がある。

通俗文一卷服虔撰 通俗文無名氏撰 通俗文李虔撰殘缺
梁又有通俗文李虔撰 亡

貞觀年間當時確かに現存していたにも拘わらず、上述のような李世民政權の想定する教義に益無しと判定され、意識的に排除されて、『隋書』經籍志に登録されていない書籍は、『顔氏家訓』以外にも多數存在していると推定される。例えば陸德明の『經典釋文』も經典の解釋で李世民政權の中樞にあつたものと對立する點が少なかつたので意識的に排除され、登録されなかつた可能性が極めて強い。陸德明は貞觀年間まで生き、唐朝に仕官していた學士であるから『隋書』經籍志に登録されていないのではないかと考える向きもあるが、それは「周易并注音七卷祕書學士陸德明撰」「衆易大義二卷陸德明撰」と著錄されているから完全に否定できる。『經典釋文』の「序錄」を調査してみると、經書の次第・存書名・卷數など、多くの面で『隋書』經籍志と齟齬しているところが多く存在しているので、この書籍が登録されていないのはやはり陸德明の考えが李世民政權に合致せず、「無益」なものとして判定された結果であると見た方が妥當であらう。

今後、可能な限り『隋書』經籍志を當時の書籍の傳存實態に近づける爲には、むしろ對立關係を有していたような人物の編纂修訂した書籍の記載、例えば陸德明の『經典釋文』の「序錄」に記載されている經書に關する事項や唐初に編纂された『藝文類聚』・『羣書治要』・『文選李善注』等の著書に關する記載事項を中心に据えて、兩者を比較分析した後、更に『隋書』・『梁書』・『北齊書』・『北周書』・『陳書』の紀傳に記録されている各個人の著書名・卷數等の記載を一々丁

寧に照合検討して行く方法を実施する必要がある。

この他、『隋書』經籍志には撰者の作爲によるものではなく、傳寫や版刻の段階で發生した誤りが原因で齟齬矛盾が派生している箇所が相當數存在している。この復元改訂の場合は、『隋書』經籍志自身の正確な記載部分を基準にして、その體例を演繹歸納した後、これによつて誤記部分を修訂復元する方法が有効である。

それは例えば『隋書』經籍志に記されている「通計亡書合」という表記を利用して誤記を改訂する方法である。この「通計亡書合」という表記は實は「見存書」と「亡書」を通計した合計を意味している。従來、これはそのように解されていなかったため、實數に全く合致していない、極めて杜撰な計數と見られてきた。しかし、實際に「史部」の記載を一々丁寧に調査してみると、基本的には實數と一致している。それ故、これを基準として逆に「周易論十卷、齊中書郎周顒撰、梁有三十卷、亡」のように「見存書」と「亡書」が錯綜している表記を訂正復元できるのである。遺憾ながら、これらの方法による復元改訂は相當紙幅を要するので、稿を改めて實施することにする。

以上の分析検討の結果、現存の『隋書』經籍志には杜撰な編纂による齟齬矛盾は勿論のこと、李世民政權の都合による存書の意識的排除までも含んでいる事實が明確になった以上、現存のままでは一概に内藤湖南博士のように「唐初の有名な學者が關係し、殊にその志類は學者たちが専門々々によつて關係したので、經籍志の各種類の總説に於ても、沿革をよく概括」しているとは認め難く、到底「今日に於ても、漢以來六朝の學問の變遷を知るには之に頼らねばならぬやうになつてゐる」とは認定し難い。まして安易に「ともかく、隋志に梁にあつたと書いてあるものによつて、七錄の大部分は復活される。」支

『隋書』經籍志の位相と改訂復元法

那目錄學」などと言うのは誤解を招く虞れすらある。それ故、今後、銳意、上述の方法によつて現存の『隋書』經籍志の改訂復元に努め、魏晉南北朝及び隋朝の書籍存亡實態を究明して行く必要がある。是非、大方の指示教を願う次第である。

注

(1) 輿膳宏、川合康三著『隋書經籍志詳考』に「約文籍義」は「尚書序」(中略)をまねた表現か。その指すところは各序であるにちがいないのだが、序は總序から佛經部序まですべて四十八篇で、『凡五十五篇』という本文の記述は合致しない。(三十二頁)と明記されている。しかし、實際の「序」の數は「四十七篇」である。『隋書經籍志詳考』は『隋書』經籍志の齟齬・矛盾・缺落・誤記の修正のみならず、總序・各序の内容の眞偽や語句の出典、收載書籍の傳存情況など、全般に亘る綿密な調査を實施し、顯著な成果を擧げている。ただ「衆人」の手により、長い年月をかけて完成されたものだけに、『隋書』經籍志と同様、「體例」の不統一や「實數」の誤りなどがある。

(2) 「經部・書」の「梁有尚書五卷孔安國・鄭玄・李軌・徐邈等撰」には「亡」字が必要であるにも拘わらず、脱落しており、「經部・禮」の「喪服經傳義疏一卷梁尚書左丞何佟之撰、亡」には不必要な「亡」字が記載されている。現存の『隋書』經籍志にはこの種の事象が相當多數存在している。存亡書の判定にはこの修正が不可避である。

(3) 島一「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(上)」「學林」第二十六號所收)及び島一「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』(下)」「立命館文學」第五四九號所收) 参照。

(4) 『舊唐書』許敬宗傳に「敬宗自掌知國史、記事阿曲。初、虞世基與敬宗父善心同爲字文化及所害、封德彝時爲內史舍人、備見其事、因謂人

曰、世基被誅、世南匍匐而請代。善心之死、敬宗舞踏以求生。人以爲口實、敬宗深銜之、及爲德彝立傳、盛加其罪惡。敬宗嫁女與左監門大將軍錢九隴、本皇家諫人、敬宗貪財與婚、乃爲九隴曲殺門閥、妄加功績、并升與劉文靜長孫順德同卷。敬宗爲子娶尉遲寶琳孫女爲妻、多得賂遺、及作寶琳父敬德傳、悉爲隱諸過咎。(中略)初、高祖・太宗兩朝實錄、其敬播所修者、頗多詳直、敬宗又輒以己愛憎曲事刪改、論者尤之。然自貞觀已來、朝廷所修五代史及晉書・東殿新書・西域圖志・文思博要・文館詞林・累璧・瑤山玉彩・姓氏錄・新禮、皆總知其事、前後賞賚、不可勝紀」と記録されていることから見て、許敬宗が「五代史」の修訂に従事していた封德彝・敬播などと對立していたことは明確である。

(5) 『史通』(古今正史)に「初、太宗以梁・陳及齊・周・隋氏竝未有書、乃命學士分修。事具於上。仍使祕書監魏徵總知其務、凡有讚論、徵多預焉。始以貞觀三年創造、至十八年方就、合爲五代紀傳、并目錄凡二百五十二卷」と記されているので、修訂期間を十五年間とした。しかし、『舊唐書』太宗紀には「(貞觀)十年春正月壬子、尙書左僕射房玄齡、侍中魏徵上梁・陳・齊・周・隋五代史、詔藏于祕閣」とある。これに據ると、修訂期間は七年間となる。いずれにせよ、修訂期間が「長年月」であることには變わりはない。

(6) 拙論「晉書の性質について(上)——陶潛傳と陸機傳を中心として——」(『學林』第二十三號所收)及び「晉書の性質について(下)——王羲之傳を中心として——」(同第二十四號所收)参照。

(7) 拙論「王羲之『蘭亭序』不入選問題の検討」(『學林』第二十號所收)及び「晉書の性質について(下)——王羲之傳を中心として——」(『學林』第二十四號所收)参照。